

協議第 23 号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 16 年 8 月 25 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮して次のとおり調整するものとする。

なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行うものとする。

- 1 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整を図る。
- 2 各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則 3 年以内を目途に調整を図る。

補助金、交付金等の取扱いについて

1 補助金

一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なく支出するものである。

補助金は本来、地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、一方では国の施策に基づき国から補助金を受けて地方公共団体が間接的に補助をする場合もある。

補助金には、法令に基づくものと予算措置によって行われるものの二種類がある。

2 交付金

法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金はもっぱら報償として一方的に交付されるものである。

3 負担金

法令又は契約等によって、地方公共団体が負担するもので、次の二つに大別される。

特定の事業から受ける受益に対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するもの。

一定の事業等について、財政政策上又はその他の見地から定められた負担割合に応じて負担するもの。

なお、任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出するものも、負担金として扱われる。

補助金・交付金等の現況比較

1 補助金・交付金一覧(同一・同種)

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
企画部会	国際化推進事業支援金		国際交流推進団体補助金	
総務部会	厚生会交付金	町職員親睦会厚生費交付金	職員厚生会補助金	町職員親睦会補助金
	自主防災組織活動助成金	自主防災組織活動助成金	自主防災組織助成金・自主防災組織資機材整備費補助金	自主防災組織活動助成金
保健福祉部会	相模原市民生委員協議会運営補助金	民生委員児童委員協議会補助金	町民生委員児童委員連絡協議会補助金	郡・町民生委員児童委員協議会費
	神奈川人権センター人権関係啓発事業補助金	神奈川県人権センター啓発活動、研修事業補助金	人権同和団体助成金	神奈川人権センター補助金
	横浜国際人権センター人権関係啓発事業補助金	横浜国際人権センター補助金		横浜国際人権センター補助金
	相模原市社会福祉協議会運営助成費(運営費)	社会福祉協議会運営費補助金	町社会福祉協議会補助金(事務所管理費)	町社会福祉協議会運営費補助金
	相模原市社会福祉協議会運営助成費(職員給与費)		町社会福祉協議会補助金(職員給与費)	
	相模原市戦没者遺族会補助金	城山町遺族会補助金	町遺族会補助金	町遺族会補助金
	相模原市保護司会補助金	城山町保護司会補助金 津久井地区保護司会助成金	町保護司会補助金 津久井地区保護司会負担金	相模湖分区保護司会補助金 津久井地区保護司会補助金
	相模原市医師会運営事業補助金			郡医師会負担金
	相模原市シルバー人材センター運営費補助金	城山町生きがい事業団運営費補助金	生きがい事業団補助金	町生きがい事業団運営事業費補助金
	相模原市老人クラブ連合会運営費補助金	城山町老人クラブ連合会補助金 城山町単位老人クラブ補助金	町老人クラブ連合会補助金・町単位老人クラブ運営費補助金・老人生きがい活動部補助金	老人クラブ等活動事業費
特別養護老人ホーム等建設費補助金	特別養護老人ホーム(相模湖苑)施設整備費補助金	(仮称)相模湖苑建設費補助金	介護老人福祉施設助成事業費補助金	
相模原市母子寡婦福祉協議会補助金		母子福祉会助成金		

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
保健福祉部会	相模原市母親クラブ連絡協議会補助金		母親クラブ補助金	母親クラブ育成推進事業費補助金
	認定保育室補助金	認定保育施設事業補助金	小規模保育施設補助金	
	障害者・高齢者財産保全管理センター		地域福祉権利擁護事業補助金	
	相模原市身体障害者連合会補助金	城山町身体障害者福祉会補助金	町身体障害者福祉連絡協議会補助金	町身体障害者福祉会補助金
	相模原市肢体不自由児者父母の会補助金	城山町肢体不自由児父母の会補助金		
	相模原市手をつなぐ育成会補助金			
	障害者地域作業所補助金		障害者作業所指導事業補助金 精神障害者地域作業指導事業負担金	障害者地域作業所補助金
	障害者小規模通所授産施設補助金	精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金		精神障害者小規模通所授産施設運営費負担金
	精神障害者地域生活支援センター家賃等助成	精神障害者地域生活支援事業補助金		
	知的障害者生活ホーム等設置費	精神障害者地域生活援助事業補助金		
生活ホーム等家賃助成	精神障害者グループホーム家賃助成事業補助金			
J R 橋本駅垂直移動施設整備費補助金			J R 相模湖駅垂直移動施設整備費補助金	
保健所部会	市民健康づくり運動普及員連絡会補助金		健康普及員連絡会補助金	
	予防接種助成金	予防接種費用助成金		予防接種費用助成事業費
	食品衛生協会運営費補助金	津久井食品衛生協会城山支部助成金 津久井食品衛生協会城山料飲支部助成金		
市民部会	相模原市自治会連合会補助金		町自治会連合会助成金	

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
市民部会	コミュニティ助成事業助成金	コミュニティ施設等整備事業補助金	コミュニティ助成事業助成金	コミュニティ助成事業助成金
	自治会集会所建設費補助金（建物）		自治会集会所建設費補助金	地域集会所管理補助金
	相模原市行政相談委員連絡会補助金	城山町行政相談委員・人権擁護委員連絡会補助金	津久井町人権擁護委員等連絡会助成金	行政相談委員県北地区負担金
	相模原市人権擁護委員会補助金			郡・町人権擁護委員連絡会助成金
	（財）法律扶助協会神奈川県支部補助金	法律扶助協会神奈川支部補助金	法律扶助協会補助金	神奈川県法律扶助協会負担金
	神奈川県建設連合国民健康保険組合補助金			神奈川県建設連合国民健康保険組合補助金
	人間ドック助成費			人間ドック本人希望機関補助金
	防犯灯維持管理費補助金		防犯灯維持管理費交付金	
	相連防 運営費補助金	津久井郡連合防犯協会負担金	津久井郡連合防犯協会助成金	郡連合防犯協会負担金
	相模原市交通安全都市推進協議会補助金		町交通安全対策協議会助成金	町交通安全対策協議会補助金
	相模原交通安全協会補助金	津久井交通安全協会補助金	郡交通安全協会負担金	津久井交通安全協会補助金
経済部会	相模原商工会議所補助金	町商工会補助金 地域振興ビジョン推進事業費補助金	商工会補助金	町商工会助成金
	小企業小口資金利子補給金		中小企業設備資金利子補給金	
	中小企業事業資金信用保証料補助金	信用保証料補助金	信用保証料補助金	
	牛海綿状脳症関連特別資金利子補給金		牛海綿状脳症（BSE）緊急対策利子補給金	
	商店街街路灯電気料補助金		商店街街路灯組合補助金	
	相模原納涼花火大会補助金			さがみこ湖上祭分担金

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
経済部会	相模原市観光協会補助金	町観光協会補助金	町観光協会補助金	町観光協会宣伝負担金
	中小企業退職金共済掛金補助金	町中小企業退職金共済制度加入奨励補助金		
	相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金	相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金	相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金	相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金
	湘北建築高等職業訓練校補助金	湘北建築高等職業訓練校補助金	湘北建築高等職業訓練校補助金	湘北建築高等職業訓練校補助金
	神奈川県農業共済組合運営費補助金	神奈川県農業共済組合負担金	県農業共済組合負担金	神奈川県農業共済組合負担金
	農業経営改善支援センター設置事業補助金	郡農業経営改善支援センター活動費負担金	農業経営改善センター運営負担金	農業経営改善支援センター活動費負担金
	農業経営基盤強化資金利子補給金			農業制度資金利子補給事業費
	果樹振興対策事業補助金	果樹振興対策事業補助金		
	相模原市果実組合補助金	町果樹生産組合負担金		
	有害鳥獣駆除対策事業補助金	有害鳥獣防除事業補助金	町鳥獣被害対策協議会補助金 農作物獣害防護事業補助金	町野猿対策協議会補助金
	生活改善グループ連絡会補助金	町女性農業者連絡協議会助成金		
	農業近代化資金利子補給金	農業制度資金利子補給金	農業近代化資金等利子補助金	
	(社)相模原市畜産振興協会運営管理費補助金	郡畜産振興協議会負担金	郡畜産振興協議会負担金 町酪農振興協議会補助金	郡畜産振興協議会負担金
	(社)相模原市畜産振興協会事業費補助金	家畜防疫環境衛生対策事業補助金 受精卵移植技術定着事業補助金 畜産施設等整備事業補助金		家畜防疫事業助成金 酪農経営改善事業費補助金 畜産共進会出品補助 家畜排泄物処理施設設置費奨励金
	諏訪森下用水組合運営事業補助金	水田揚水費補助金		
	合併処理浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	合併処理浄化槽設置補助金	

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
環境保全部会	みどりの協会補助金	緑化推進事業助成金	生け垣設置費補助金	
	相模川を愛する会補助金		中道志川トラスト協会補助金	
	保存樹林・樹木奨励金	緑化推進事業助成金		
環境事業部会	集団資源回収事業補助金	集団資源回収実施団体奨励金	集団資源回収実施奨励金	集団資源回収実施奨励金交付事業費
	相模原市美化運動推進協議会補助金		環境美化推進協議会補助金	
	生ごみ処理容器購入費補助金	生ごみ処理容器設置費助成金	生ごみ処理機購入費助成金	生ごみ処理容器購入費補助金
管理部会	相模原市私立幼稚園就園奨励補助金	私立幼稚園就園奨励費補助金 私立幼稚園就園費補助金	就園奨励費補助金	公立・私立幼稚園就園奨励費補助金
	相模原市私立幼稚園教育振興補助金	私立幼稚園就園費補助金	私立幼稚園施設整備費補助金	
	相模原市公立小学校校長会補助金	町校長会補助金	町校長会補助金	
	相模原市立中学校校長会補助金			
	相模原市公立小学校教頭会補助金	町教頭会補助金	町教頭会補助金	
	相模原市立中学校教頭会補助金			
	相模原市立小学校教育研究会補助金	郡小学校教育研究会負担金	郡小学校教育研究会負担金	郡小学校教育研究会負担金
	相模原市立中学校教育研究会補助金	郡中学校教育研究会負担金	郡中学校教育研究会負担金	郡中学校教育研究会負担金
	相模原市中学校体育連盟補助金	郡中学校体育連盟分担金	郡中学校体育連盟負担金	郡中学校体育連盟補助金
	神奈川県高等学校定通教育振興会補助金	県高校定時制通信制教育振興会補助金	神奈川県高等学校定時制通信制教育振興会負担金	神奈川県高等学校定通教育振興会補助金
県央県北地区高等学校定時制通信制教育振興会補助金	県央県北地区高等学校定時制教育振興会助成金	県央県北地区高等学校定時制通信制教育振興会分担金	県央県北地区高等学校定時制通信制教育振興会補助金	

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
管理部会	児童生徒指導対策助成金	校内生活指導費補助金（中学校）	生徒指導研究会補助金	生徒指導費助成金
	進路指導対策助成金	進路指導費補助金	進路指導研究会補助金	進路対策費補助金
	相模原市学校保健会補助金	郡学校保健会負担金	郡学校保健会助成金	郡学校保健会負担金
学校教育部会	相模原市立学校教職員互助会補助金	津久井地域教職員互助会助成金	津久井地区教職員互助会補助金	津久井地区教職員互助会負担金
生涯学習部会	相模原市立小中学校PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会助成金	町PTA育成事業費補助金
	相模原市地域婦人団体連絡協議会補助金		町婦人会連絡協議会助成金	婦人団体育成費補助金
	相模原市文化協会補助金	町文化協会補助金	町文化協会助成金	文化団体(28団体)育成費補助金
	指定・登録文化財保存管理奨励金	町指定重要文化財等保存管理奨励金	鳥屋獅子舞保存会助成金	
	(財)相模原市体育協会事業費補助金	町体育協会補助金	町体育協会補助金	町体育協会補助金
	(財)相模原市体育協会管理費補助金			
	相模原市青少年健全育成組織補助金		地区健全育成組織補助金	
	相模原市子ども会育成連絡協議会運営補助金	町青少年育成団体連絡協議会補助金 町青少年育成活動費補助金	町子供会育成団体連絡協議会助成金	地区育成団体連絡協議会活動費補助金 青少年団体育成事業費補助金 郡子ども会育成団体連絡協議会分担金
議会部会	相模原市議会政務調査費	議員政務調査費	議員政務調査費交付金	
選挙管理委員会部会	明るい選挙推進協議会補助金	明るい選挙推進協議会補助金	明るい選挙推進協議会補助金	明るい選挙推進協議会運営費助成金
	選挙運動用通常はがき交付金		選挙運動用通常はがき	
消防部会	相模原市消防団共済組合補助金		消防団員福祉共済掛金	消防団員福祉共済掛金

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
消防部会	相模原市消防団運営交付金	消防団活動助成金	消防団運営費交付金	消防活動助成金

補助金・交付金等の現況比較

2 補助金・交付金一覧(市町独自)

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
企画部会	市制50周年記念市民シンポジウム実行委員会補助金	城山町土地開発公社補助金	町録音奉仕会補助金	相模湖町土地開発公社補助金
	パートナーシップ事業支援制度助成金		情報通信基盤整備促進事業補助金	録音奉仕会「かつら」補助金
	フォトシティさがみはら実行委員会補助金			かおる文化とうるおいの町づくり推進事業補助金
	相模原市邦舞三曲連盟補助金			
	国内交流事業支援金			
	相模原市民文化財団事業費補助金			
	相模原市民文化財団運営費負担金			
	相模原市民文化財団運営費負担金(派遣法分)			
	銀河連邦サガミハラ共和国事業補助金			
	緊急一時保護施設運営補助金			
	研究活動費等助成金			
	米軍基地返還促進市民協議会補助金			
総務部会	(財)相模原市都市整備公社補助金			地域振興施設整備事業補助金
				県民の警察官表彰賛助金
財務部会	相模原たばこ商業協同組合補助金			
	全国民生委員児童委員互助共励事業補助金	城山町赤十字奉仕団補助金	地域福祉推進体制整備補助金	ふれあいのまちづくり運営費補助金

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
保健福祉部会	南分室等初度調弁	城山町ともしび運動懇話会補助金	中野地区敬老会運営費助成金	精神障害者地域生活援助事業費補助金
	あじさい会館等売店運営費	重度障害者住宅設備改良費補助金	三ヶ木地区敬老会運営費助成金	
	社会福祉事業振興資金補助金	身体障害者用自動車改造費助成金	グループホーム運営費補助金（精神）	
	社会福祉事業団本部運営助成費	下肢等障害者自動車運転訓練費補助金	日常生活用具給付等補助金	
	地区社会福祉協議会育成推進事業補助金	身体障害者手帳診断料助成金	手帳診断料補助金	
	社会福祉基金運用事業補助金	城山町身体障害者福社会補助金	重度障害者住宅設備改良費補助金	
	在宅福祉サービス運営費補助金	城山町めばえ会補助金（訓練会）	身体障害者用自動車改造費補助金	
	相模原原爆被災者之会補助金	精神障害者地域作業所等通所交通費助成金	下肢等障害者自動車運転訓練費補助金	
	相模原市福祉のまちづくり推進協議会補助金	精神障害者短期入所事業補助金	在宅重度身体障害者日常生活用具給付・貸与補助金	
	相模原市社会を明るくする運動補助金	精神障害者地域生活援助事業補助金	精神障害者地域作業所通所交通費助成金	
	相模原市更生保護婦人会補助金	精神障害者地域生活支援事業補助金	町障害者作業所通所交通費助成金	
	防災ボランティア推進事業補助金	届出保育施設利用者支援事業費補助金		
	生活保護施設運営費補助金	町民たすけあいサービス事業補助金		
	低所得者緊急援護貸付資金交付金	地域福祉権利擁護補助金		
	生活福祉資金利子補給交付金	城山町すみれ会補助金（ひとり暮らし高齢者）		
障害者歯科診療所運営費補助金				
休日急病医科診療所運営費補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
保健福祉部会	休日急患歯科診療所運営費補助金			
	休日夜間急患調剤薬局運営費補助金			
	外科系救急医療体制支援事業補助金			
	休日柔道整復施療所運営費補助金			
	「健康さがみはら」発行事業補助金			
	高度医療機器共同利用事業補助金			
	地域医療協力事業補助金（北里大学病院分）			
	地域医療協力事業補助金（相模原協同病院分）			
	「看護の心」啓発普及事業補助金			
	院内保育施設運営費補助金			
	相模原市ナースセンター運営費補助金			
	相模原衛生学院運営費補助金			
	相模原准看護学院運営費補助金			
	相模原歯科医師会運営事業補助金			
	相模原市薬剤師会運営事業補助金			
	第54回日本病院学会補助金			
生きがい農園運営費補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
保健福祉部会	特養ホーム等建設費借入償還金補助金			
	軽費老人ホーム事務費補助金			
	高齢者福祉施設運営費補助金			
	施設入所高齢者福祉給付金支給事業補助金			
	介護老人保健施設建設費借入償還金補助金			
	社会福祉法人利用者負担助成事業			
	子どもの広場施設賠償責任保険料補助金			
	相模原市児童館連絡協議会補助金			
	民間児童クラブ運営費補助金			
	子どもの広場整備等補助金			
	幼児養育費支給費（3歳児）			
	幼児養育費支給費（4歳児）			
	幼児養育費支給費（5歳児）			
	母子福祉資金等利子補給交付金			
	自立支援教育訓練給付金			
	母子家庭高等技能訓練促進費			
コミュニティ保育促進事業補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
保健福祉部 会	相模原保育ウィーク実行委員会補助金			
	相模原市保育士会補助金			
	相模原市私立保育園長会補助金			
	相模原保育室連絡協議会補助金			
	保育センター運営費補助金			
	乳児保育促進事業補助金			
	特別保育科目設定事業補助金			
	民間保育所借入償還金補助金			
	民間保育所土地賃借料補助金			
	分園施設賃借料補助金			
	分園運営費補助金			
	一時保育促進事業補助金			
	時間延長型保育サービス事業補助金			
	休日保育推進事業補助金			
	賃借料補助金			
	産休等代替職員雇用費補助金			
(仮称) 橋本保育園施設整備費等補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
保健福祉部会	(仮称)新磯野保育園分園施設整備費等補助金			
	相模原市障害児者福祉団体連絡協議会補助金			
	相模原市精神障害者家族会(みどり会)補助金			
	身体障害者ケア付住宅運営事業補助金(シャローム分)			
	身体障害者ケア付住宅家賃助成			
	重症心身障害児施設建設資金借入償還金補助金			
	相模原市傷痍軍人会補助金			
	相模原市腎友会補助金			
	相模原失語症友の会補助金			
	在宅障害者家庭内作業指導補助金			
	障害者地域活動センター運営費補助金			
	神奈川県知的障害者スポーツ大会補助金			
	奨励金			
	障害者地域作業所等健康診断事業補助金			
	障害者一時ケア補助金			
相模原市自閉症児・者親の会補助金				
相模原市障害者地域作業所等連絡協議会補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
保健福祉部会	運営費補助金			
	知的障害者更生施設建設資金借入償還金補助金			
	知的障害者授産施設建設資金借入償還金補助金			
	知的障害者福祉ホーム建設資金借入償還金補助金			
	京王橋本駅垂直移動施設整備費補助金			
保健所部会	健康づくりのつどい補助金	城山町食生活改善推進協議会助成金	町食生活改善推進団体助成金	郡医師会肺疾患研究会助成金
	相模原市在宅ケア対策事業補助金	津久井郡医師会肺疾患研究助成金	郡医師会肺疾患研究会助成金	要介護者歯科診療対策助成金
	相模原高齢者よい歯のコンクール事業補助金	津久井地区在宅ねたきり老人歯科診療対策助成金	津久井地区在宅ねたきり老人等歯科診療対策推進協議会補助金	
	高齢者等歯科保健医療事業補助金			
	地域住民検診事業補助金			
	成人病栄養相談指導事業補助金			
	妊婦健康診査助成1回目			
	妊婦健康診査助成2回目			
	健康診査費助成(8か月児健診)			
	健康診査費助成(1歳児健診)			
	健康診査費助成(1歳6か月健診)			
	神奈川県小児保健協会補助金			

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
保健所部会	結核健康診断事業補助金			
	市医師会サーベイランス事業補助金			
	感染症施設整備補助金			
	食品衛生推進委員、指導員活動補助金			
	犬・猫不妊去勢手術補助金			
市民部会	地域情報紙発行、配送費補助金	津久井郡暴力団排除活動推進協議会補助金	津久井郡暴力団排除活動推進協議会助成金	
	地域市民まつり助成金	火葬費助成金	中野山林管理委員会補助金	
	借地（自治会集会所賃借料助成事業）	防犯指導員活動補助金	各地区地域振興協議会助成金	
	借家（自治会集会所賃借料助成事業）	津久井交通安全協会城山支部補助金	三ヶ木財務委員会助成金	
	神奈川県医師国民健康保険組合補助金		津久井町交通指導隊運営費交付金	
	神奈川県歯科医師国民健康保険組合補助金		地域振興特例事業補助金	
	神奈川県建設業国民健康保険組合補助金		鳥屋地域振興協議会施設整備補助金	
	神奈川県薬剤師国民健康保険組合補助金		各地区地域振興協議会補助金	
	神奈川県食品衛生国民健康保険組合補助金		鳥屋地区各委員会運営費助成金	
	建設連合国民健康保険組合（神奈川県支部）補助金		串川地区各委員会運営費助成金	
	防犯モデル地区活動費助成金		青根地区コミュニティ委員会運営費助成金	
	相連防 防犯灯整備費補助金		青野原地域振興協議会助成金	

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
市民部会	南連防 運営費補助金		青根地域振興協議会助成金	
	南連防 防犯灯整備費補助金		地域まちづくり委員会補助金	
	相模原南交通安全協会補助金			
	防犯灯設置費補助金			
	相模原市消費者団体連絡会補助金			
経済部会	第2センター入居研究室補助金	郡農産物直売事業連絡協議会交付金	郡農産物直売事業連絡協議会補助金	郡農産物直売事業連絡協議会助成金
	首都圏南西地域産業協議会運営費補助金	郡森林組合事業活動促進費補助金	群森林組合補助金	群森林組合補助金
	さがみはら産業創造センター補助金	水田共同防除事業補助金	津久井湖魚族放流事業助成金	相模湖魚族委員会補助金 ワカサギ津久井湖放流補助金
	テクノ相模協同組合共有施設等補助金	茶病虫害防除対策事業補助金	協力協約推進事業補助金	「水源の森林づくり事業」協力協約推進事業費補助金
	グリーンピア田名協同組合共有施設等補助金	花き病虫害防除対策事業補助金	津久井湖観光センター運営費補助金	樹・水・星のカーニバル開催事業補助金
	体質強化支援資金利子補給金	枝打推進事業補助金	神之川林道開設改良事業助成金	観光農業推進事業費
	起業支援資金利子補給金	除間伐推進事業補助金	町直売事業連絡協議会補助金	さがみこファームフェスタ運営費補助金
	中小企業研究開発補助金	地域活性化イベント事業補助金	森林ミュージアム推進委員会補助金	一般林業促進事業費補助金
	景気対策特別小口資金利子補給金		道志ダム関連地域環境整備事業補助金	ふるさとの森事業推進組合助成金
	景気対策特別資金利子補給金			道志川アユの里づくり事業費補助金
	倒産関連防止資金利子補給金			
	中小企業景気対策特別融資信用保証料補助金			

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
経済部会	峡の原工業団地協同組合運営事業補助金			
	清水原工業団地協同組合運営事業補助金			
	赤坂工業団地協同組合運営事業補助金			
	(社)神奈川県工業技術研修センター運営事業補助金			
	相模原機械金属工業団地協同組合運営事業補助金			
	テクノ相模協同組合運営事業補助金			
	グリーンピア田名協同組合運営事業補助金			
	テクノパイル田名工業団地協議会運営事業補助金			
	相模原市産業振興財団運営費補助金			
	商業地形成事業融資資金利子補給金			
	商業地形成事業融資資金信用保証料補助金			
	相模大野地区商店会連合会事業推進補助金			
	上溝地区まちづくり推進連絡協議会運営補助金			
	東林間地区まちづくり推進連絡協議会運営補助金			
	淵野辺地区まちづくり推進連絡協議会運営補助金			
	相原・二本松地区まちづくり推進委員会運営補助			
古淵地区商店街振興計画推進委員会運営補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
経済部会	商店街共同駐車場維持補助金			
	相模原市営自動車駐車場回数券共同購入事業補助金			
	商店街街路灯修繕費補助金			
	商店街ステップアップ事業補助金			
	空き店舗活用事業補助金			
	商店街イベント事業補助金			
	商業団体等活動促進事業補助金			
	相模原市商店会連合会活動促進事業補助金			
	ジュニア商人体験事業補助金			
	全国凧揚げ大会補助金			
	水郷田名新堀用水路を愛する会運営事業補助金			
	橋本七夕まつり			
	相模の大凧まつり補助金			
	上溝夏祭り補助金			
	泳げ鯉のぼり相模川補助金			
	東林間サマーわぁ！ニバル補助金			
相模大野まんどろまつり補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
経済部会	相模ねぶたカーニバル補助金			
	よさこいまつり補助金			
	商業地形成事業商店街環境整備事業補助金			
	公衆浴場設備整備費補助金			
	勤労者住宅資金利子補給金			
	商工会議所特定退職金共済掛金補助金			
	労働祭補助金（地域連合）			
	（財）神奈川県駐労福祉センター補助金			
	労働祭補助金（総連合）			
	相模原・津久井労働災害防止団体連絡協議会補助金			
	県民のいのちとくらしを守る県民のつどい補助金			
	相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金			
	営農センター助成金			
	農地流動化助成金			
	関連資材導入支援補助金			
	野菜振興対策事業補助金			
花卉植木振興対策事業補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
経済部会	景観草花栽培事業補助金			
	相模原市大沢南部営農組合補助金			
	相模原市田名西部営農組合補助金			
	援農システム整備事業補助金			
	農業青年育成事業補助金			
	新規就農者等研修奨励金			
	新規就農者農作業オペレーター支援			
	野菜生産出荷奨励金事務取扱交付金			
	野菜生産出荷奨励金			
	相模原市米穀小売商組合補助金			
	農協出荷奨励金			
	農業まつり補助金			
	さがみはら市民朝市補助金			
	農業体験学習事業補助金			
	整備資金償還事業補助			
下大島用水組合運営事業補助金				
認定農業者育成事業補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
経済部会	アグリセンター事業運営補助金			
環境保全部会	住宅用太陽光発電設備設置補助金	保護動植物指定区域土地所有者等助成金	合併処理浄化槽設置替奨励金	雑排水処分事業専用車車検代助成金
	小規模雨水利用設備設置補助金	自然コミュニオンエリア推進団体助成金	広場整備費補助金	浄化槽清掃補助事業費
	住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金	城山自然の家協会助成金		
	低公害自動車購入奨励金	小倉松並木景観保存事業補助金		
環境事業部会	集団資源回収事業用物品整備補助金	一般家庭浄化槽清掃経費補助金	ごみ箱設置費補助金	ごみ集積箱設置費補助事業費
	資源分別回収事業補助金			
都市部会	小田急多摩線延伸促進協議会補助金	生活交通路線維持補修費補助金	生活交通確保対策補助金	
	相模原市公共交通整備促進協議会補助金			
	ノンステップバス導入補助金			
	バス停留所等上屋設置補助金			
	橋本6丁目東町地区優良建築物等整備事業補助金			
	橋本6丁目D地区優良建築物等整備事業補助金			
	上鶴間道正山土地地区画整理事業補助金			
	民間自転車駐車場維持管理補助金			
	民間自転車駐車場整備補助金			
	民間自動車駐車場整備利子補給金			

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
都市部会	民間自転車駐車場整備資金利子補給金			
	A地区市街地再開発事業補助金			
	A地区市街地整備事業負担金			
	A地区市街地整備事業負担金（本年度分）			
建築部会	運営費等補助金		木造住宅耐震診断補助金	
	検査点検費用補助金			
	建設資金利子補給補助金			
土木部会	運営費補助金	水洗便所改造等奨励金	原材料等支給事業助成金	水洗便所改造等資金利子補給金
	相模原市幹線道路網整備促進協議会運営補助金	水洗便所改造等資金利子補給金		
	雨水浸透施設設置助成金			
	生活扶助世帯水洗便所改造等工事費特別助成金			
管理部会	（社）相模原市幼稚園協会補助金	対外派遣費補助金（小学校）	体育大会等生徒派遣費補助金	文化体育派遣費
	相模原私立幼稚園教育会補助金	対外派遣費補助金（中学校）	青野原地域教育施設整備促進委員会補助金	
	相模原幼児教育協議会補助金	校内研究費補助金（小学校）		
	私立幼稚園園児健康診断補助金	校内研究費補助金（中学校）		
	私立幼稚園預かり保育補助金	湘南小学校児童バス通学費補助金		
	私立幼稚園教育研究県央地区大会補助金	遠距離通学費補助金（中学校）		

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
管理部会	相模原市私立幼稚園障害児教育助成金			
	中学校課外活動助成金			
	相模原市立小中学校教育器楽合奏研究会補助金			
	相模原市立小中学校視聴覚教育研究会補助金			
	相模原市学校図書館協議会補助金			
	相模原市障害児教育研究会補助金			
	相模原市立学校事務研究協議会補助金			
	相模原市立小中学校教育連合会補助金			
	相模原市学校給食運営協議会補助金			
学校教育部会	相模原市青少年相談員協議会運営費補助金	国際交流教育推進事業補助金	町研究指定校補助金（小学校）	
		夢のびやか教育推進事業費（小学校）	町研究指定校補助金（中学校）	
		夢のびやか教育推進事業費（中学校）		
		野外体験研修費補助金（小学校）		
		野外体験研修費補助金（中学校）		
		交通安全指導補助金（小学校）		
		指定研究校補助金（小学校）		
		環境保全・啓発補助金（小学校）		

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
学校教育部会		情操教育推進事業補助金（中学校）		
		社会福祉研究活動費補助金（中学校）		
生涯学習部会	相模原市社会教育関係団体事務室利用者協議会補助金	家庭教育学級開催費補助金	家庭教育学級開催費補助金	県総合体育大会参加選手派遣事業費
	相模原市女性学習グループ連絡協議会補助金	公民館まつり実行委員会補助金	津久井城山を愛する会補助金	
	相模原市民吹奏楽団補助金	城山の教育を考える会補助金	尾崎行雄を全国に発信する会補助金	
	相模原市民交響楽団補助金	町体育振興奨励金	地区文化祭開催費補助金	
	相模原市合唱連盟補助金	町体育団体育成補助金	実行委員会補助金（町民大学）	
	市民合同演奏会補助金	県総合体育大会派遣費	遙かな友に道志川合唱祭開催事業補助金	
	青少年音楽団体育成補助金	神奈川県陸上競技協会一時登録料	尾崎罌堂杯争奪青年演説大会実行委員会補助金	
	公民館運営協議会等活動費補助金		地区体育振興会助成金	
	相模原市公民館連絡協議会補助金		総合体育大会選手派遣費助成金	
	相模原市民俗芸能保存協会補助金		駅伝競走大会選手派遣費助成金	
	相模原市文化財研究協議会補助金			
	スポーツ大会等開催・誘致奨励補助金			
	相模原市体育指導委員連絡協議会運営補助金			
	（財）相模原市体育協会派遣職員人件費等補助金			
地域・子どもふれあい事業補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
生涯学習部会	相模原市青少年指導員連絡協議会運営補助金			
	相模原市少年鼓笛バンド連盟運営補助金			
	相模原ユースネットワーク運営補助金			
	相模原市少年少女合唱団育成会運営補助金			
	ボーイスカウト・ガールスカウト相模原連絡協議会運営補助金			
	相模原市16歳映画研友会補助金			
選挙管理委員会部会	不在者投票交付金			
	ポスター作成交付金			
	選挙運動用自動車交付金（個別契約）			
	選挙運動用自動車交付金（ハイヤー契約）			
消防部会	相模原市防災協会補助金	県消防協会津久井支部補助金	災害対策本部助成金 (災害現場炊き出し経費助成)	

先進事例

秋田市・河辺町・雄和町

補助金等については、秋田市の制度に統一するものとする。
ただし、一部の補助金等については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

浜松市・浜北市・天竜市・舞阪町・雄踏町・細江町・引佐町・三ケ日町・春野町・佐久間町・水窪町・龍山村

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮して調整するものであるが、義務的補助金を除く全ての補助金等について、政令指定都市移行目標の平成19年度においては、補助効果の実績を踏まえて見直しを行い、継続・拡大・縮小・廃止・統合について検討するものとする。

なお、合併時における調整は次によるものとする。

- 1 同一又は同種の団体・事業に対する補助制度は、統合の方向で調整を図る。
- 2 各市町村独自の団体・事業に対する補助制度（少数の市町村で行われている場合を含む）及び一市多制度を採用する合理的な理由がある場合は、現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように調整に努め、統合できるものについては統合するよう調整する。

豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町

補助金、交付金等の取扱いについては、市域全体の均衡を保つよう、原則として次のとおり調整を行うものとする。

- 1 各種団体等に対する運営的補助金等のうち、各市町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。

なお、統一までの間は、現行制度を基本として調整する。

- 2 各種団体等に対する運営的補助金等のうち、各市町村独自の補助金等については、現行制度を基本として調整する。
- 3 各種事業に対する補助金等については、原則として、当面現行のとおりとする。

ただし、各種事務事業の調整方針と関連し、整理が必要な補助金等については、豊田市の制度を基本として調整する。

岡山市・御津町・灘崎町

各種団体に交付している補助金、交付金等については、実情を尊重し存続させた上で、今後、調整を要するものについては、新市において措置するものとする。

補助金、交付金等の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

報告第20号

各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その2

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成16年8月25日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

調整方針一覧（Bランク）

総務部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	職員厚生会・職員生協	職員厚生会については、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、各種給付事業、基金等の取扱いについては合併時までに調整する。 職員生協については、現行のまま存続するものとする。	176

財務部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	市税及び個人の県民税の収納管理、督促、滞納処分等	口座振替手数料については、合併時に相模原市の指定金融機関の口座振替手数料に統一する。 督促手数料については、合併時に廃止する。	178
2	前納報奨金	合併時に津久井町の前納報奨金制度を廃止する。	179

保健福祉部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	小児医療費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	180
2	福祉タクシー利用料助成事業	3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。リウマチ患者、精神障害者保健福祉法第32条対象者、バス共通カードの配布の取扱いについては、福祉有償運送に係るセダン型等の一般車両を用いる場合の特区認定等それら対象者の移動の確保等条件が整理された時点で相模原市の制度にあわせ廃止する。	182
3	市中心身障害者福祉手当支給事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	184

環境保全部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	開発行為等における緑地に係る協議、指導、監督及び検査事務	3年以内に、相模原市の制度に統合する。	185
2	開発行為等における公園に係る協議、指導、監督及び検査事務	3年以内に、相模原市の制度に統合する。	186

生涯学習部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	文化財保護管理事業	合併後、文化財の研究、保存団体及びその補助金・交付金対応の調整を図りながら、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。なお、公開施設については、市立博物館を核にネットワーク化を検討する。ただし、津久井郡郷土資料館については、藤野町の意向を踏まえ、新市に引き継ぐ。	187
2	文化財調査事業	速やかに相模原市の制度に統合し、文化財の現況調査を実施する。	189
3	遺跡保存整備事業	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。3町の現行事業は継続するが、遺跡・城跡の基本計画・整備計画等の整合を図る。	190
4	埋蔵文化財の保護と開発事業との調整	速やかに相模原市の制度に統合する。	192
5	はたちのつどい開催事業	現行のまま新市に引き継ぎ、開催場所等を含め、あり方を検討する。	194

調整方針一覧（Ｃランク）

総務部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	褒賞及び表彰事業（職員表彰を除く）	合併時に相模原市の制度に統合する。	1
2	私学振興に関する事務	相模原市の制度を適用する。	3
3	情報公開に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	4
4	個人情報の保護に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	5
5	行政資料の収集、管理及び提供事務	合併時に相模原市の制度に統合する。なお、各町の保有する配架資料は、現相模原市行政資料コーナーで配架するとともに、各町の行政資料コーナーにおいても、新市としての主要な行政資料の配架及び有償刊行物の販売を行う。	6
6	市史編さん事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、進行中の町史編さん事業は、原則として従前の編さん体制により継続し、完結させるものとする。	7
7	行政改革推進事業	合併時には、平成17年度から現在の行政改革大綱を発展的に継承する「（仮称）さがみはら都市経営ビジョン」に統合するが、合併に伴い「（仮称）さがみはら都市経営ビジョン」の修正が必要な部分については、所要の見直しを行っていく。	9
8	（財）相模原市都市整備公社補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、公益法人そのものの調整方針については、別途、協議事項「一部事務組合等の取扱い」の中で決定する。	10

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
9	外部監査契約に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1
1 0	市民ロビー相模大野負担金に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2
1 1	職員定数の管理	合併後、新市における職員定数管理計画を策定する。	1 3
1 2	事務改善制度	事務改善の取組については、合併時に相模原市の制度に統合する。なお、ISO9001については認証団体である津久井町がなくなると認証保持できないことから合併時までには廃止する。	1 4
1 3	行政評価	合併時に相模原市の行政評価制度に統合する。	1 5
1 4	研修所研修事業（階層・特別・国内・海外・自己啓発・交流）	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 6
1 5	職員の公務災害及び通勤災害	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8
1 6	職員の福利厚生	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9
1 7	職員会館の維持管理	現行のまま存続するものとする。	2 0
1 8	職員の健康管理	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1

財務部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	固定資産評価審査委員会	相模原市の委員報酬の額とする。	2 2
2	財政状況の公表	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3
3	財政調整基金及び減債基金の運用管理	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4
4	指定金融機関等	指定金融機関は横浜銀行とする。津久井郡農業協同組合は収納代理金融機関とし、3町の収納代理金融機関は、そのまま現行どおり引き継ぐものとする。	2 5
5	電源立地地域対策交付金	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 6
6	相模川ダム周辺地域振興協力基金交付金	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 7
7	土地開発基金の運用管理	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8
8	契約業者の登録及び指定	基本的に当該事務事業が、現在、県とともに進められている「電子入札システム」の中で一体で行われることになり、相模原市は平成18年度に新システムに移行するため、3町との事前調整により合併時に統合する。	2 9
9	用品調達基金の運用管理	原則として合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0
1 0	納税貯蓄組合	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1
1 1	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の取扱い	城山町、津久井町及び相模湖町で交付した標識については、廃車するまで引き続き使えるよう、経過措置を設ける。	3 2
1 2	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 3

保健福祉部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	社会福祉審議会事務	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	3 4
2	社会福祉統計調査事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	3 5
3	民間社会福祉施設賠償責任保険負担金	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	3 6
4	防災資機材の整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 7
5	さがみはら健康都市宣言普及事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 8
6	保健福祉センター	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において、保健福祉圏域における保健福祉センターのあり方について検討する。	3 9
7	社会福祉法人、社会福祉施設等に係る認可、指導等	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	4 0
8	民生委員審査専門分科会事務	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	4 1
9	民生（児童）委員活動事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、法定協議会の設置数については、現行のまま引き継ぐ。	4 2
1 0	人権啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 4
1 1	市民福祉の集い開催事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 5
1 2	社会福祉功労者、福祉作文等入賞者表彰事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 6
1 3	社会福祉協議会運営助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、市町の社会福祉協議会の合併については、法人間で協議中である。	4 7
1 4	あじさい会館等売店運営助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 9
1 5	社会福祉事業振興資金補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 0

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
16	社会福祉事業団本部運営補助事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	51
17	地区社会福祉協議会育成推進事業補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	52
18	地域福祉計画策定事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。ただし、計画の運用にあたっては、3町の地域性などを尊重しながら運用する。	53
19	社会福祉基金運用事業補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	55
20	社会福祉基金積立金	合併時に相模原市の制度に統合する。	56
21	福祉機器展示室運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	57
22	人命救助者等見舞金	合併時に相模原市の制度に統合する。	58
23	在宅福祉サービス供給事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	59
24	ねたきり高齢者等おむつ支給事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	61
25	低所得者等援護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	62
26	災害援護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	64
27	行事等災害見舞金	合併時に相模原市の制度に統合する。	68
28	ボランティア活動指導者等災害保障保険料	合併時に相模原市の制度に統合する。	69
29	慰霊塔の維持管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	71
30	慰霊祭開催事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	72
31	戦争犠牲者援護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、補助金額は合併後新市において検討する。	73

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
3 2	行旅病人・死亡人の取扱い	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において納骨場所について検討する。	7 4
3 3	各種社会福祉団体補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、補助金額は合併後、新市において検討する。	7 5
3 4	防災ボランティア推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 6
3 5	生活保護施設運営費補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	7 7
3 6	生活保護法に規定する医療機関及び介護機関の指定、指導及び施術機関の登録	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	7 8
3 7	生活保護法に規定する保護施設等	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	7 9
3 8	市民福祉会館の管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 0
3 9	法外援護事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 1
4 0	保健福祉総合相談事業	3 年以内を目途に段階的に相模原市の制度に統合する。ただし、保健福祉総合相談システムの設置や保健福祉総合相談窓口のあり方もあわせて検討する。	8 2
4 1	基幹型在宅介護支援センター運営事業	3 年以内を目途に段階的に相模原市の制度に統合する。ただし、保健福祉圏域のあり方や在宅介護支援センター運営協議会委員の見直しもあわせて検討する。	8 3
4 2	保健及び福祉に係る相談並びにサービスの決定（福祉事務所の主管に属するものを除く）	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 5

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
4 3	保健福祉サービス調整機構の運営	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、相模湖町のサービス調整機構については在宅介護支援センター運営協議会があるため廃止する。	8 6
4 4	重度障害者医療費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 7
4 5	障害者歯科診療事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	8 8
4 6	ひとり親家庭等医療費助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	9 0
4 7	老人保健医療給付費	現行のまま新市に引き継ぐ。	9 2
4 8	老人保健医療審査支払手数料	現行のまま新市に引き継ぐ。	9 4
4 9	県立千木良診療所敷地借上料	現行のまま新市に引き継ぐ。	9 5
5 0	社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会・審査部会	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	9 6
5 1	社会福祉協議会補助金（障害者・高齢者財産保全管理センター運営費）	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 7
5 2	福祉バス提供事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 9
5 3	障害者福祉団体補助金	速やかに相模原市の制度に統合する。	1 0 0
5 4	支援費制度経費	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 0 1
5 5	障害福祉相談員設置事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 2
5 6	身体障害者福祉バス（あじさい号）運行事業	3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。対象者は、市制度を基本とするが、3町で対象としている内部障害者等の取扱いについては、3年を目途に検討を進める。なお、高齢者は、高齢者福祉で別途調整する。	1 0 3

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
57	障害児者入浴サービス事業	3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。委託先については、地域性なども踏まえ、3年を目途に検討を進める。なお、高齢者については、高齢者福祉で別途調整する。	104
58	重症心身障害児者通園事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	105
59	手話・要約筆記通訳者養成・派遣事業	3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	106
60	身体障害者スポーツ・レクリエーション等事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	108
61	身体障害児者支援費事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	109
62	身体障害児者補装具・日常生活用具給付事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	111
63	更生医療給付事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	113
64	障害者手帳交付診断料助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	114
65	住宅設備改善費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	115
66	自動車運転訓練費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	116
67	自動車改造費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	117
68	自動車燃料費助成事業	3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。リウマチ患者、精神障害者保健福祉法第32条対象者、バス共通カードの配布の取扱いについては、福祉有償運送に係るセダン型等の一般車両を用いる場合の特区認定等それら対象者の移動の確保等条件が整理された時点で相模原市の制度にあわせ、廃止する。	118
69	障害児者宿泊費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	119
70	更生訓練費等支給事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	120

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
7 1	特別障害者等福祉手当支給事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 1
7 2	在日外国人障害者等福祉給付金支給事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 2
7 3	身体障害者ケア付住宅設置運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 3
7 4	身体障害者ケア付住宅家賃助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 4
7 5	重症心身障害児施設建設資金借入償還金補助事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 5
7 6	民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 6
7 7	身体障害者手帳交付事務	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 7
7 8	在宅障害者家庭内作業指導運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 8
7 9	障害者地域作業所運営事業	3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。なお、平成18年3月までに指定管理者制度に向けた整理を行う。また、城山町、津久井町の地域作業所については、その位置付けや機能、職員体制等について、3年を目途に検討を進める。	1 2 9
8 0	障害者小規模通所授産施設運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 3 1
8 1	障害者地域活動センター設置運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 3 2
8 2	精神障害者地域生活支援センター運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、城山町の施設については、その位置付けについて3年を目途に検討を進める。	1 3 3
8 3	知的障害者スポーツ・レクリエーション等事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 3 4
8 4	知的障害児者支援費事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 3 5
8 5	生活ホーム等設置運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 3 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
86	生活ホーム等家賃助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	138
87	更生施設等通園・通所者交通費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	139
88	施設入所医療費等経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	140
89	健康診断料助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	141
90	障害者福祉的就労協力事業所奨励事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	142
91	障害者地域作業所等健康診断事業補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	143
92	障害者一時ケア事業補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	144
93	障害福祉施設運営費補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	145
94	知的障害者援護施設建設資金借入償還金補助事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	146
95	社会福祉事業団経費	3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	147
96	障害児検討委員会運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	148
97	障害者福祉計画	速やかに統合する。ただし、1市3町の計画の内容、期間、指標の設定等を考慮し、新市に移行後、速やかに新市全域を対象とする計画を策定するものとし、それまでの間は、現行の計画を地域別計画とする。	149
98	身体障害者福祉法に規定する売店設置に係る協議等	現行のまま新市に引き継ぐ。	150
99	指定居宅支援事業者、指定施設等の指定	合併時に相模原市の制度に統合する。	151
100	障害者支援センターの管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	152

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
101	けやき体育館の管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	153
102	市立身体障害者デイサービスセンターの管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	154
103	進行性筋萎縮症療養給付	現行のまま新市に引き継ぐ。	155
104	障害者地域作業所指導監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	156
105	支援費制度における指定事業者・施設等指導監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	157

環境保全部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	環境審議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	158
2	自然環境観察員事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	159
3	自然エネルギー等利用設備補助事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	161
4	環境保全啓発事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	162
5	環境月間事業開催経費	現行のまま新市に引き継ぐ。	163
6	環境基本計画	合併後新市において速やかに新たな環境基本計画を策定する。	164
7	環境基本法に規定する公害防止計画	現行のまま新市に引き継ぐ。	166
8	環境影響評価事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	167
9	ほたるの里づくり推進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	168
10	城山自然の家管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	169

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 1	相模原市特殊建築物等設置に伴う環境保全に係る指導指針	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 7 0
1 2	相模原の環境をよくする会負担金	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 1
1 3	桂川・相模川流域協議会負担金	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7 2
1 4	環境管理システム推進事業	速やかに相模原市の制度に統合する。	1 7 3
1 5	環境指導啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7 5
1 6	環境監視測定事業	中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7 6
1 7	常時監視測定局管理運営事業	中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7 8
1 8	環境監視情報システム管理事業	中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7 9
1 9	環境検査センター管理運営事業	平成 1 8 年 4 月に衛生検査施設（保健所所管）に統合されるため、合併時に廃止する。	1 8 0
2 0	公害監視設備整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 1
2 1	合併処理浄化槽設置補助事業	合併後、5 年以内に事業見直しを含め相模原市の制度に統合する。	1 8 2
2 2	低公害自動車普及促進事業	平成 1 7 年度で事業終了のため、合併時に廃止する。	1 8 3
2 3	大気汚染、水質の汚濁、悪臭、土壌の汚染、騒音及び振動に係る規制及び指導事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 4
2 4	大気汚染等に係る苦情の処理	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 5
2 5	土砂等による盛土及び土地の埋立て並びに切土の規制事務	合併後、3 年以内に事業見直しを含め相模原市の制度に統合する。	1 8 6

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
2 6	浄化槽の設置届出等に関する事務	中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 7
2 7	浄化槽保守点検業者の登録	中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 8
2 8	緑地保全活用事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 9
2 9	(財)相模原市みどりの協会補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 9 0
3 0	緑地等維持管理事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 1
3 1	緑地等整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 9 2
3 2	緑地保全用地購入事業	中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 3
3 3	相模川等保全活用事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 9 4
3 4	みどりの基本計画及び相模川計画	速やかに新市全体を対象とする計画を策定する。	1 9 5
3 5	みどりのまちづくり基金及び緑地保全基金の運用管理	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 6
3 6	首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地保全法に関する事務	中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 7
3 7	相模原市森林整備計画	速やかに新市全体を対象とする計画を策定する。	1 9 8
3 8	神奈川県地域森林計画対象森林における届出事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 9 9
3 9	松くい虫の防除	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 0
4 0	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 0 1
4 1	相模原市相模川ふれあい科学館の管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 0 2

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
4 2	自然保護奨励金の委託事務 に関する事	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 0 3
4 3	林地開発に関する事	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 0 4
4 4	岩石採取に関する事	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 0 5
4 5	治山・治水事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 0 6
4 6	保安林に関する事	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 0 7
4 7	水源の森林づくり事業	津久井町と相模湖町の制度を統合する方 向で、新市に引き継ぐ。	2 0 8
4 8	猟区事務に関する事	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 0 9
4 9	自然公園法に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 1 0
5 0	コミュニティと緑の愛護会 団体奨励金	合併時に相模原市の街美化アダプト制度 に統合する。	2 1 1
5 1	生垣設置費補助事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 2
5 2	町有林管理審議会に関する 事	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 1 3
5 3	公園の管理運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 4
5 4	霊園管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 1 5
5 5	公園整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 6
5 6	霊園整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 1 7
5 7	公園用地購入事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 8

建築部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	地区計画推進経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 9
2	建築審査会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 0
3	都市デザイン推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 1
4	屋外広告物許可等経費	中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 3
5	相模原市建築基準条例	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 4
6	建築基準法に規定する許可、認定及び認可並びに指定（道路に関するものを除く）	相違点を調整後、速やかに相模原市の制度に統合する。	2 2 5
7	建築基準法（第 9 条を除く）に規定する意見の聴取	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 6
8	租税特別措置法に規定する優良な住宅及び良質な住宅の認定	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 7
9	相模原市地区計画等の案の作成手続に関する条例	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 8
1 0	地区計画等の区域内における建築行為等の届出	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 9
1 1	建築基準法第 1 6 条の規定に基づく国土交通大臣又は県知事への報告	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 0
1 2	用途地域の指定のない区域における建築形態制限について	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 3 1
1 3	マンション管理対策推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 2
1 4	建築に係る総合相談	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 3

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 5	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 4
1 6	神奈川県福祉の街づくり条例に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 5
1 7	建設リサイクル法に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 6
1 8	ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準に関する事務	速やかに相模原市の制度に統合する。	2 3 7
1 9	相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例に関する事務	速やかに相模原市の制度に統合する。	2 3 8
2 0	ホテル等建築の適正化に関する条例に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 9
2 1	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 0
2 2	相模原市斎場の設置に関する指導基準に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 1
2 3	既存木造住宅耐震化促進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 2
2 4	既存建築物等総合防災対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 3
2 5	建築審査等の事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 4
2 6	建築基準法に規定する道路	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 5
2 7	建築基準法第 9 条に規定する意見の聴取	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 6
2 8	違反建築物の予防、是正指導及び措置に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 7
2 9	建築物、建築設備等の定期報告	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 8

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
30	住宅金融公庫受託業務に係る受付、審査及び報告	合併時に相模原市の制度に統合する。	249
31	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	250
32	エネルギーの使用の合理化に関する法律事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	251
33	建築物安全安心実施計画の推進事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	252
34	自然災害回避行政の事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	253
35	建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る受付、審査、立入検査及び認定に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	254
36	被災建築物応急危険度判定事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	255
37	住宅審議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	256
38	市営住宅維持管理補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	257
39	市営住宅ストック総合改善事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	258
40	市営住宅整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	259
41	住宅に係る相談及び高齢者等の民間賃貸住宅入居支援	合併時に相模原市の制度に統合する。	260
42	市営住宅の入居者募集並びに入居及び退去	合併時に相模原市の制度に統合する。	261
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	262
44	高齢者の居住の安定確保に関する法律事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	263
45	魅力ある公共建築づくり推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	264

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
4 6	建築工事標準単価表の作成業務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 5
4 7	公共施設の調査・設計・施工監督業務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 6
4 8	公共建築物の維持保全計画	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 7

生涯学習部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	社会教育委員経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 8
2	生涯学習ルーム運営費 (小中学校余裕教室)	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 9
3	社会教育関係団体事務室 利用者協議会補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 7 0
4	人権教育事業	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域性を尊重する。	2 7 1
5	美術品等収集事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 7 2
6	J R 相模原駅ビル公共 施設維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 7 3
7	家庭教育啓発事業	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域性を尊重する。	2 7 4
8	市民文化祭経費	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 7 5
9	音楽等振興事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 7 6
1 0	相模原市民ギャラリー運 営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 7 8

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 1	公民館館長等経費	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域性を尊重する。	2 7 9
1 2	公民館運営協議会等経費	合併時に、相模原市の制度に統合する。	2 8 0
1 3	公民館非常勤職員等経費	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域性を尊重する。	2 8 1
1 4	公民館活動事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 8 3
1 5	公民館施設維持管理補修事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 8 4
1 6	彫刻のあるまちづくり事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 8 5
1 7	県立相模湖交流センターの管理・運営に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 8 6
1 8	P T A 育成費	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。	2 8 8
1 9	地域婦人団体育成費	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。	2 8 9
2 0	女性グループ育成費	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 9 0
2 1	文化団体育成費	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。	2 9 1
2 2	音楽関係団体等補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 9 2
2 3	生涯学習推進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 9 3
2 4	文化財保護審議会経費	合併時に、相模原市の制度に統合する。	2 9 4
2 5	文化財普及事業	合併後、文化財普及事業を調整し、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	2 9 5
2 6	スポーツ振興審議会経費	合併時に、相模原市の制度に統合する。	2 9 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
27	体育指導委員活動推進事業	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域住民の意向や地域性を尊重する。	298
28	スポーツ振興に関する事業	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域性を尊重する。	299
29	各種体育大会等実施事業	事業の実施方法(委託・直営)については、当面、現行どおりとするが、合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域性を尊重する。	300
30	(財)相模原市体育協会補助金	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。	302
31	スポーツ大会等開催・誘致奨励補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	304
32	スポーツ施設管理事業	合併時は、現行の管理方法で施設運営を行い、合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	305
33	スポーツ施設の整備	現行のまま新市に引き継ぐ。	306
34	学校施設開放事業	現行のまま新市に引き継ぎ、新市において料金、減免措置について検討するものとする。	307
35	青少年問題協議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	308
36	青少年健全育成環境づくり事業	速やかに相模原市の制度に統合する。	309
37	青少年指導員活動推進事業	合併後、3年間で、段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域住民の意向や地域性を尊重する。	311
38	青少年関係団体補助金	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。	312
39	青少年学習センター施設維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	313
40	青年海外派遣基金の運用管理	合併時に相模原市の制度を適用する。	314
41	青少年学習センター活動自主事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	315

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
4 2	青少年学習センター活動 団体委託事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 1 6
4 3	総合学習センター施設利 用承認事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 7
4 4	総合学習センター施設運 営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 8
4 5	市民大学実施事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 1 9
4 6	教育の調査研究事業	速やかに相模原市の制度に統合する。	3 2 0
4 7	生涯学習活動の支援事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 2 1
4 8	情報活用推進事業	合併後、段階的に相模原市の制度に統合す る。	3 2 3
4 9	教材作成事業	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	3 2 4
5 0	教育図書資料の収集整理 活用事業	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	3 2 5
5 1	教育研究所連盟	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 2 6
5 2	教職員研修（基本研修）	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 2 7
5 3	学習相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 2 8
5 4	学社融合推進事業	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。統合にあたっては、地域性を尊 重する。	3 2 9
5 5	出前講座事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 3 0
5 6	公民館に関する調査研 究・研修	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。統合にあたっては、地域性を尊 重する。	3 3 1
5 7	生涯学習情報化推進事業	合併後、段階的に相模原市の制度に統合す る。	3 3 2
5 8	教職員研修（基本研修以 外）	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 3 3

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
59	学校教育相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	335
60	図書館協議会経費	現行のまま新市に引き継ぐ。	336
61	図書館施設維持管理費・ 施設維持補修費	現行のまま新市に引き継ぐ。	337
62	視聴覚ライブラリー自主 事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	338
63	視聴覚関係団体補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	339
64	図書資料充実経費	速やかに相模原市の制度に統合する。	340
65	図書館サービス経費	速やかに相模原市の制度に統合する。	341
66	図書館施設運営費	3町の利用相談員の配置の必要性、配送業務方法（コース等）を検討し、速やかに相模原市の制度に統合する。	342
67	図書等複写費用	速やかに相模原市の制度に統合する。	343
68	図書館システム経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	344
69	博物館協議会	現行のまま新市に引き継ぐ。	346
70	資料収集保存事業	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。資料の収蔵施設の独自性や設立経過、住民活動などを考慮し、協議する期間を設け検討する。	347
71	資料調査研究事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	348
72	展示・教育普及事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	349
73	プラネタリウム事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	350
74	博物館施設維持管理運営 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	351

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
75	尾崎愕堂記念館の管理運営に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。管理運営方法等については、合併後、施設の独自性や設立経過、住民活動などを尊重し、協議する期間を設け検討する。	352
76	エコミュージアム推進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	353

選挙管理委員会部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	選挙管理委員会運営費	合併時に相模原市の制度に統合する。	354
2	選挙啓発経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	355
3	投票事務費	合併時に相模原市の制度に統合する。	356
4	開票事務費	合併時に相模原市の制度に統合する。	358
5	選挙公報発行費	合併時に相模原市の制度に統合する。	359
6	ポスター掲示場経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	360
7	選挙啓発費	合併時に相模原市の制度に統合する。	361
8	その他選挙執行経費	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、従来から行われてきた各市町の財産区等の選挙については、現行のまま存続する。	362
9	条例、規則等の取扱い	合併時に相模原市の制度に統合する。	363
10	諸証明の発行	合併時に相模原市の制度に統合する。	364
11	選挙人名簿等の調整並びに縦覧及び閲覧	合併時に相模原市の制度に統合する。	365
12	投票及び開票区域	合併時に相模原市の制度に統合する。	366

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 3	期日前投票及び不在者投票	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 6 7
1 4	直接請求	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 6 9
1 5	検察審査員候補者	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 7 0

事務事業項目提案集計表

参考

(平成16年8月10日現在)

部会名	事務事業項目数			協議・報告項目数					
	事務事業項目数 8月4日報告 7月22日現在 ①	事務事業項目変更 (追加・削除等) ②	計 ①+② =③	第3・4回合併協議会 7月8日 8月4日		第5回合併協議会 8月25日		計 ④+⑤ +⑥+⑦ =⑧	今後の協議・報告予定の項目数 ③-⑧ =⑨
				協議済項目数 ④	報告済項目数 ⑤	協議項目数 ⑥	報告項目数 ⑦		
企画部会	53		53		46			46	7
総務部会	37		37	3			19	22	15
財務部会	24		24			9	14	23	1
保健福祉部会	248	1	249			25	108	133	116
保健所部会	90		90			90		90	—
市民部会	107		107	7	58	41		106	1
経済部会	101		101			6		6	95
環境保全部会	68	-1	67			5	59	64	3
環境事業部会	61		61						61
都市部会	52		52	3	43	6		52	—
建築部会	55		55			7	48	55	—
土木部会	98		98	38	56	4		98	—
管理部会	47		47			44		44	3
学校教育部会	46		46			45	1	46	—
生涯学習部会	87		87			6	81	87	—
議会部会	13		13						13
選挙管理委員会部会	15		15				15	15	—
監査委員会部会	12		12		12			12	—
農業委員会部会	22		22						22
消防部会	50		50			2		2	48
会計部会	4		4		4			4	—
合計	1,290	0	1,290	51	308	202	344	905	385

平成16年8月12日

相模原市長 小川 勇夫 様

藤野町長 倉田 知昭

相模原市及び津久井郡4町での合併に向けての協議について（お願い）

日ごろより、貴市と津久井郡4町による広域行政を推進する中で、多大なる御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、昨年12月議会において、貴市及び津久井郡4町での任意合併協議会設置のための予算案を提案しましたが議会の理解を得ることができず、貴市に多大な御迷惑をお掛けいたしましたことを、まずお詫び申し上げます。

さて、その後の経過といたしましては、本年2月に町民説明会を開催し、今後も市町村合併議論を続けながらも当面は単独町政を継続していくことを説明いたしました。が、町民からは、長期にわたる経済不況や人口減に起因した税収、地方交付税等の減少、さらには津久井郡広域行政組合の運営への不安感等がある中で、合併協議の門を閉ざしたことに對して多くの批判をいただきました。そして、地方自治法の規定による条例制定の直接請求として、有権者の40.23%に当たる3,471人もの連署をもって、「藤野町の合併についての意思を問う住民投票条例」の制定を求められたものであります。議会制民主主義と直接民主主義の原理に基づく住民の基本権である直接請求制度の間に立ち、苦渋した判断でありましたが、「市町村合併が住民生活にとって大きな影響を及ぼすものであり、かつ、住民の権利として行使された民意を重く受け止め、条例を制定すべきである」との意見を付して議会に提案をいたしました。そして、議会による審議の結果、全会一致で条例案が可決され、本年6月27日に住民投票を執行いたしました。

住民投票は投票率65.23%で成立をし、その結果は「相模原市と津久井郡4町での合併に賛成する」が61.68%（3,398票）というものであります。私は、町民が示したこの結果を最大限に尊重し、貴市及び津久井郡4町での合併に向けての協議を行っていくことを決断いたしました。また、この決断を形あるものとするため、本年8月2日には議会臨時会を招集し、合併協議会のための負担金を盛り込んだ一般会計補正予算案を私の意思として提案させていただき、賛成多数をもって議会の承認をいただいたところであり、さらに同臨時会において、議員発議により「相模原市、城山

その他（１）藤野町からの合併協議の申し入れに係る対応についての関連資料

町、津久井町、相模湖町、藤野町による合併協議に関する決議」が提出され、これも賛成多数で可決されました。

これまで紆余曲折ございましたが、藤野町として、町民、議会、町の三者が一体となった意思が確立したところであります。

当町におきましても、貴市に合併協議のお願いをした城山町、津久井町及び相模湖町と同じく、今後、津久井広域道路及びさがみ縦貫道路の整備により、ますます貴市と津久井郡４町の結びつきが強まっていく中で、将来に向け、充実した都市機能を持つ貴市と広大な自然と水源を有する津久井郡４町が合併し、お互いに持ち合わせない機能を相互に補完し合い、豊かな都市生活と自然環境とが調和する２１世紀にふさわしい理想的な都市を共に創造させていただきたいと考えております。さらに、新しい都市を創造していく中で、江戸時代に甲州街道として賑わいのあった国道２０号線、昭和４３年に開通した中央自動車道の相模湖インターチェンジ等を有し、戦中、当町に戦火を逃れた芸術家たちが夢みた大芸術都市構想に端を発した藤野ふるさと芸術村メッセージ事業や平成９年に開館した藤野町営やまなみ温泉などの事業運営を行っている当町では、合併後の新市における北の玄関口として、来訪者を招き、もてなすとともに、市民の心の安らぎと人と人が触れ合う憩いの場としての機能が果たせるものと自負しております。

つきましては、ここに、貴市及び津久井郡４町での合併に向けての協議を願うところではありますが、まず、そのためには郡域を同じくし、神奈川県の水がめとして共通の役割を担い、貴市に合併協議のお願いをしている３町の御理解と御協力が必要と考え、３町に対して貴市及び津久井郡４町での合併に向けての支援を依頼し、御賛同をいただいたところであります。しかし、当町が貴市及び３町で構成する相模原・津久井地域合併協議会に参加することにより、「市町村の合併の特例に関する法律の適用を受け、平成１８年３月３１日までに合併することを目標とする」同協議会の方針に影響を与えてしまうことは望むものではありません。今後、合併協議の形態を共に模索させていただきたいと存じますが、当町にとりましては、目標とする合併期日に貴市及び津久井郡４町で合併することができますよう、合併に向けての協議について、格別なる御理解と御協力をいただくとともに、特段の御配慮をお願い申し上げます。

平成16年8月6日

城山町長 小林 正明 様

津久井町長 天野 望 様

相模湖町長 溝口 正夫 様

藤野町長 倉田 知昭

相模原市及び津久井郡4町での合併に向けての支援について（依頼）

日ごろより、相模原市及び津久井郡4町での広域行政を推進する中で、当町の情勢を勘案していただき、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年12月議会において、相模原市及び津久井郡4町での任意合併協議会設置のための予算案を提案しましたが議会の理解を得ることができず、多くの面において、貴3町を始め相模原市に多大な御迷惑をお掛けいたしました。

その後、本年2月に町民説明会を開催し、今後も市町村合併議論を続けながらも当面は単独町政を継続していくことを説明いたしました。町民からは、長期にわたる経済不況や人口減に起因した税収、地方交付税等の減少、さらには津久井郡広域行政組合の運営への不安感等がある中で、合併協議の門を閉ざしたことに對して多くの批判をいただきました。そして、地方自治法の規定による条例制定の直接請求として、有権者の40.23%に当たる3,471人もの連署をもって、「藤野町の合併についての意思を問う住民投票条例」の制定を求められたものであります。議会制民主主義と直接民主主義の原理に基づく住民の基本権である直接請求制度の間に立ち、苦渋した判断でありましたが、「市町村合併が住民生活にとって大きな影響を及ぼすものであり、かつ、住民の権利として行使された民意を重く受け止め、条例を制定すべきである」との意見を付して議会に提案をいたしました。そして、議会による審議の結果、全会一致で条例案が可決され、本年6月27日に住民投票を執行いたしました。

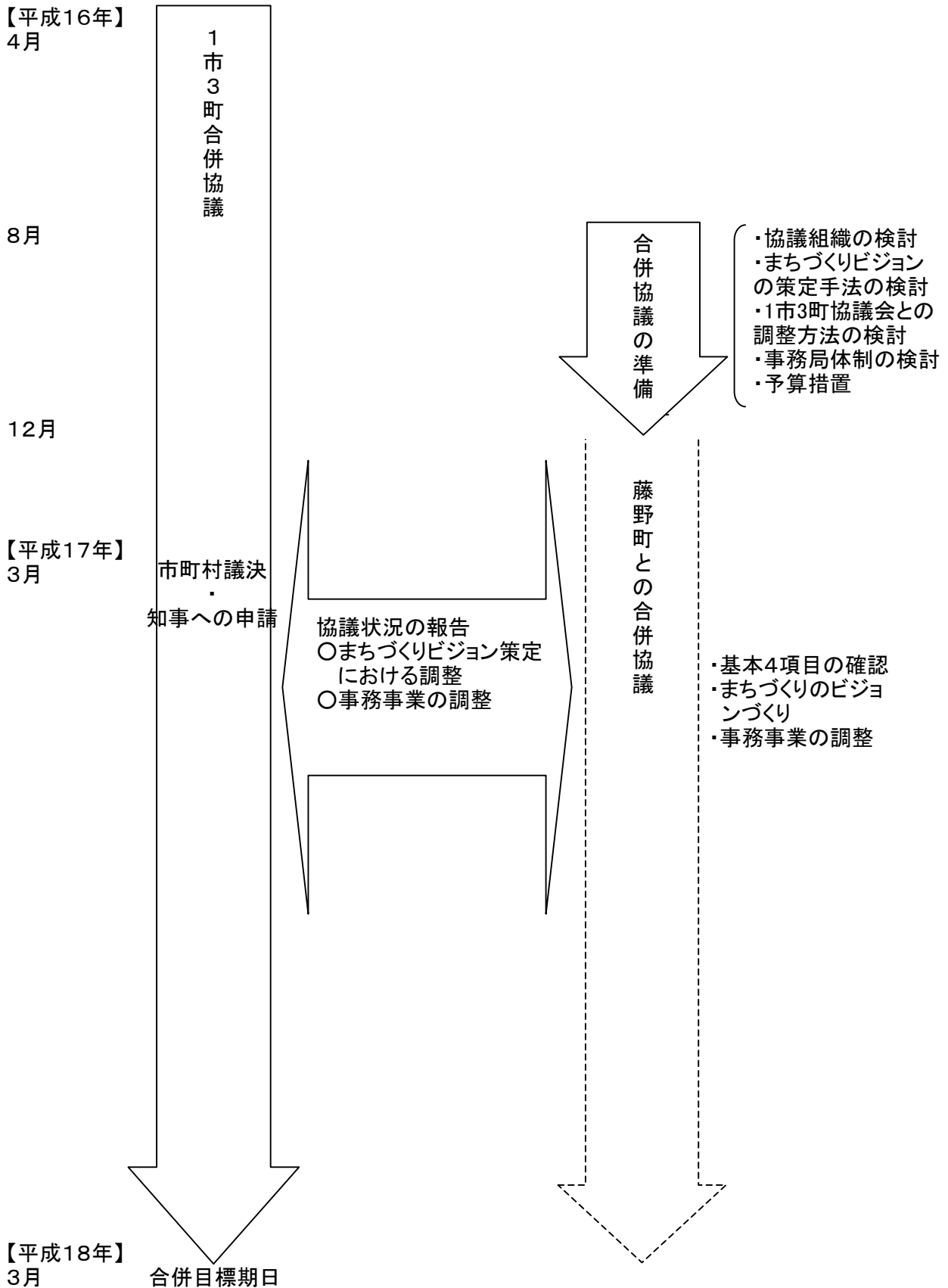
住民投票は投票率65.23%で成立をし、その結果は「相模原市と津久井郡4町での合併に賛成する」が61.68%（3,398票）というものであります。私は、町民が示したこの結果を最大限に尊重し、相模原市及び津久井郡4町での合併に向けての協議を行っていくことを決断いたしました。また、この決断を形あるものとするため、本年

8月2日に議会臨時会を招集し、市町村合併協議会のための負担金を盛り込んだ一般会計補正予算案を私の意思として提案させていただき、その結果、賛成多数をもって議会の承認をいただいたところであります。さらに同臨時会において、議員発議により「相模原市、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町による合併協議に関する決議」が提出され、これも賛成多数で可決しました。

ここに、藤野町として、町民、議会、町の三者が一体となった意思が確立し、相模原市と津久井郡4町での合併に向けて協議を願うところではありますが、まず、そのためには歴史的にもつながりが強く、神奈川県の水がめとして共通の役割を担ってきた貴3町の御理解と御協力が必要不可欠なものであると考えております。しかし、当町が相模原・津久井地域合併協議会に参加することにより、「市町村の合併の特例に関する法律の適用を受け、平成18年3月31日までに合併することを目標とする」同協議会の方針に影響を与えてしまうことは望むものではありません。

つきましては、今後、相模原市にも御理解と御協力をいただきながら合併協議の形態を共に模索していきたいと考えますが、当町にとりましては、どのような協議形態であっても平成18年3月31日までに相模原市及び津久井郡4町で合併することができますよう、貴3町の特段の御配慮をお願い申し上げます。

藤野町との合併協議の方法について(例)



合併に伴う当面の都市内分権及び地域審議会等について（案）

1 基本方針

○新市全体の都市内分権のあり方については、合併後5年を目途に検討するものとする。

○新市としての一体的なまちづくりの推進と行財政運営の効率化を図るため、城山町、津久井町及び相模湖町に、それぞれの区域を単位とした市町村の合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」という。）の規定に基づく地域自治区を設置する。

○合併特例法の規定に基づく地域自治区の設置期間については、合併の期日から5年間とする。

【補足説明】

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市として一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、合併特例法の規定に基づく地域自治区を導入するもの。

- ① 地域審議会については、法律により地域自治組織制度が創設されたため、検討対象から除外する。
- ② 改正地方自治法に基づく一般制度である地域自治区については、合併を行う段階で、新市域全体を区割りし、設置することが困難なため選択しない。
- ③ 法人格を持つ特別地方公共団体である合併特例区は、新市一体となったまちづくり推進の必要性と行財政運営の効率化の観点から鑑みて選択しない。

【参考】任意協議会における協議事項及び協議内容

2.9 都市内分権と地域審議会等の設置

- ・ 関係市町の歴史、文化、生活様式など各地域の伝統や特性を尊重し、個性豊かな地域が共存する都市内分権の具体的な方法等について協議する。
- ・ 新市の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について新市の長に意見を述べるため旧市町村単位で置くことができる地域審議会の設置の可否及び内容について協議する。

2 地域自治区の概要

（※地域自治区の制度の概要とイメージについては、資料１、２を参照）

○「地域協議会」の設置により、住民意向を行政施策へ反映する。

○地域住民に身近な行政サービスを提供する「地域自治区の事務所」を設置する。

3 地域協議会について

① 前提条件

○協議で定める地域協議会の設置等に関する事項は、合併特例法に規定する事項とする。

○地域協議会は、地域の多様な意見を行政施策に反映する場とし、各地域自治区の特徴を活かした運営が可能となるよう配慮する。

【参考】協議で定める項目と法律上の根拠

- | |
|--|
| 1 地域自治区の設置期間（合併特例法 第5条の5） |
| 2 地域自治区の区域（地方自治法 第202条の4） |
| 3 地域自治区の事務所の位置、名称、所管区域（地方自治法 第202条の4） |
| 4 地域協議会の構成員の任期（地方自治法 第202条の5第4項） |
| 5 地域協議会の選任及び解任の方法（地方自治法 第202条の2第2項） |
| 6 地域協議会に諮問し、又は地域協議会が、意見できる市町村の施策に関する重要事項（地方自治法 第202条の7第2項） |
| 7 地域協議会の構成員、定数など組織及び運営に関し必要な事項（地方自治法 第202条の8） |

② 構成員

○地域自治区の住民から市長が選任する。

○会長と副会長を置き、委員の互選により決定する。

③ 定数

○30人以内とする。多様な意見が適切に反映されるよう公募委員を含める。

理由：「相模原市審議会等の在り方に関する基本指針」の基準により、原則として20人以下が適当と考えるが、各地域の特性に配慮し30人以内とした。

④ 任期

○2年以内とする。

理由：法定の上限は4年であるが、多様な住民の参画機会を確保するため

⑤ 報酬

○無報酬とする。

理由：住民として担う自発的な協働活動の一環であるため、無報酬とする。

⑥ 権限

○市長等からの諮問に対する意見具申

【補足】合併特例法第5条第9項では、市町村建設計画を変更しようとする場合には、市長は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない旨の規定がある。

○協議会が必要と思われる事項に関する意見具申

【補足】「協議で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域にかかるもの」という規定があるが、この重要事項に該当するものとしては、「当該地域住民の生活に大きな影響を及ぼす事項」を基本とする。

4 地域自治区の事務所について

① 事務所の事務

○市長の権限に属する事務の一部を分掌する。

○地域協議会の庶務を処理する。

② 事務所の長

○長は、事務吏員とする。

5 総合的な事務所等について

① 総合的な事務所の位置付け（※総合的な事務所は、協議第11号 1を参照）

○総合的な事務所 = 地域自治区の事務所 + 本庁の出先機関

② 旧町にある出先機関の扱い（※出先機関の扱いは、協議第11号 2を参照）

○旧町にある支所、出張所などの出先機関については、事務内容を精査し、住民サービス事務を取り扱うものとする。

【参考】協議第11号 1及び2

「1 城山町、津久井町及び相模湖町の各役場は、合併前の各役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。」

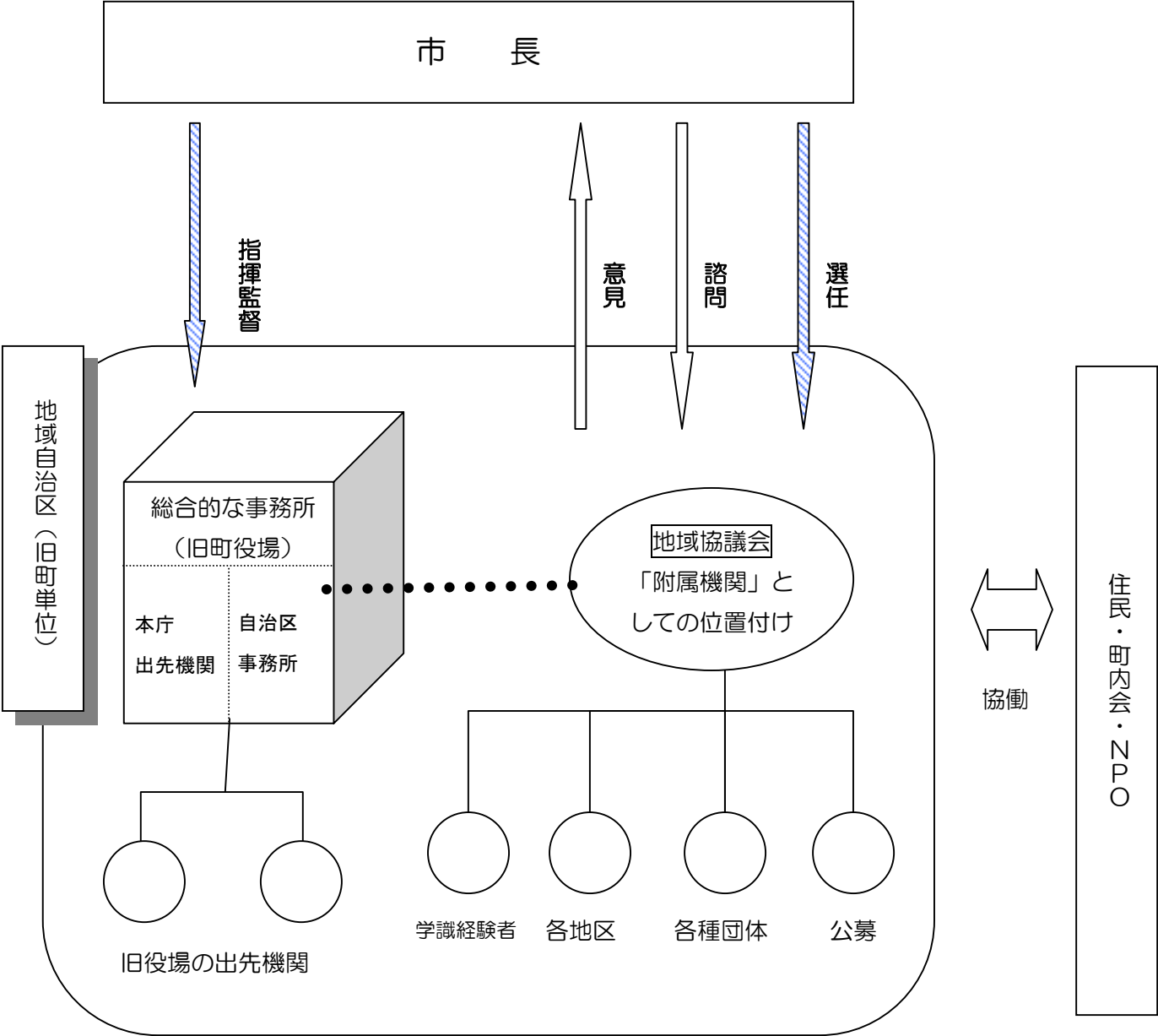
「2 城山町、津久井町及び相模湖町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。」

※合併に伴う事務イメージの比較については、資料3を参照

[地域自治組織等の概要]

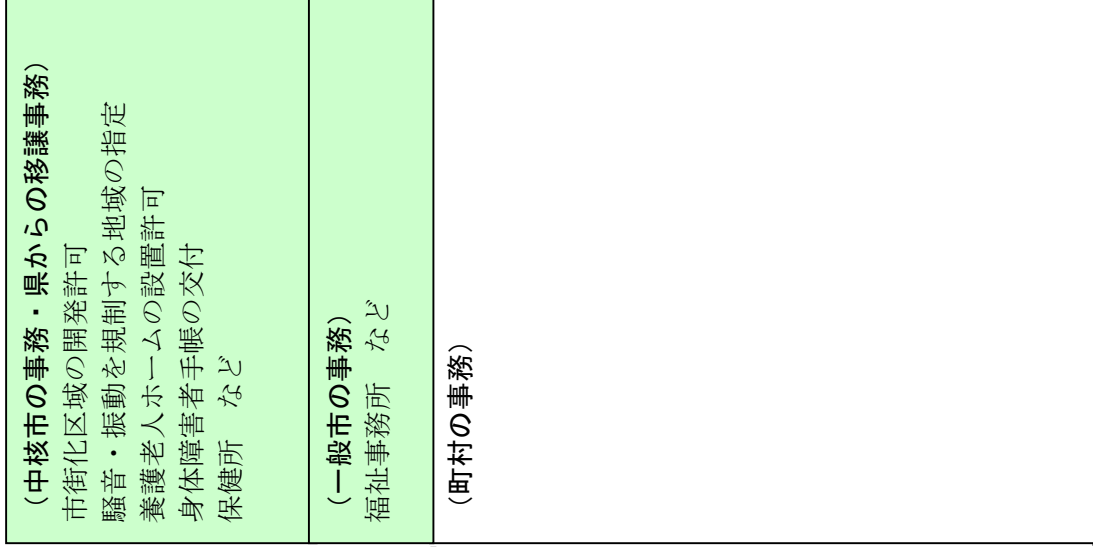
いわゆる「地域自治組織」		地域自治区 改正合併特例法、合併新法	合併特例区 改正合併特例法、合併新法	地域審議会
設置手続	条例 ※合併にかかわらず全ての市町村で設置できる	関係市町村の協議+議会議決 ※合併済市町村は条例	関係市町村の協議+議会議決+知事認可 ※合併済市町村は定款+知事認可	関係市町村の協議+議会の議決+告示
名称	条例により定める	協議により定める(□□区、□□町など)	協議により定める(□□区、□□町など)	協議により定める
法人格	なし	なし	あり(特別地方公共団体)	なし(附属機関)
区域等	市町村の全域に、区域を分けて設置する ※市町村の一部に設置することはできない	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる ※合併市町村の全域に置くこともできる	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる ※合併市町村の全域に置くこともできる	旧市町村単位
設置期間	期限なし	協議により定める(上限なし) ※地域の実情に応じた適切な期間を設定する	5年以内 ※期間を延長することはできない	一定の期間
組織等	地域協議会+事務所	地域協議会+事務所	合併特例区協議会+事務所	
協議会	○区域内に住所を有する住民 ○任期4年以内、原則無報酬 ○区域内の重要事項は必要的諮問事項	○区域内に住所を有する住民 ○任期4年以内、原則無報酬 ○区域内の重要事項は必要的諮問事項	○区域内に住所を有し、議会議員被選挙権を有する者 ○任期2年以内、原則無報酬 ○左記の他、予算等の重要事項に関する同意権がある	○諮問に対する答申 ○必要と認める事項についての意見具申
事務所	○長は事務吏員 ○市町村の出先機関として処理する事務 ○地域協議会の庶務を処理	○長は事務吏員 ※特別職の区長の設置可(任期2年以内) ○市町村の出先機関として処理する事務 ○地域協議会の庶務を処理	○公の施設の設置管理、地域振興イベント等を処理 ※市町村の出先機関を併設することも可 ○合併特例区の庶務を処理	
住居表示の特例	なし	地域自治区の名称を冠する義務 (例)○○○市△△区◇◇ ○○○市△△町◇◇ など	合併特例区の名称を冠する義務 (例)○○○市△△区◇◇ ○○○市△△町◇◇ など	なし

城山町、津久井町、相模湖町に設置される地域自治区のイメージについて

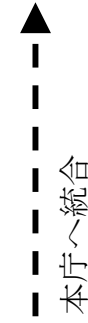


合併に伴う事務イメージの比較

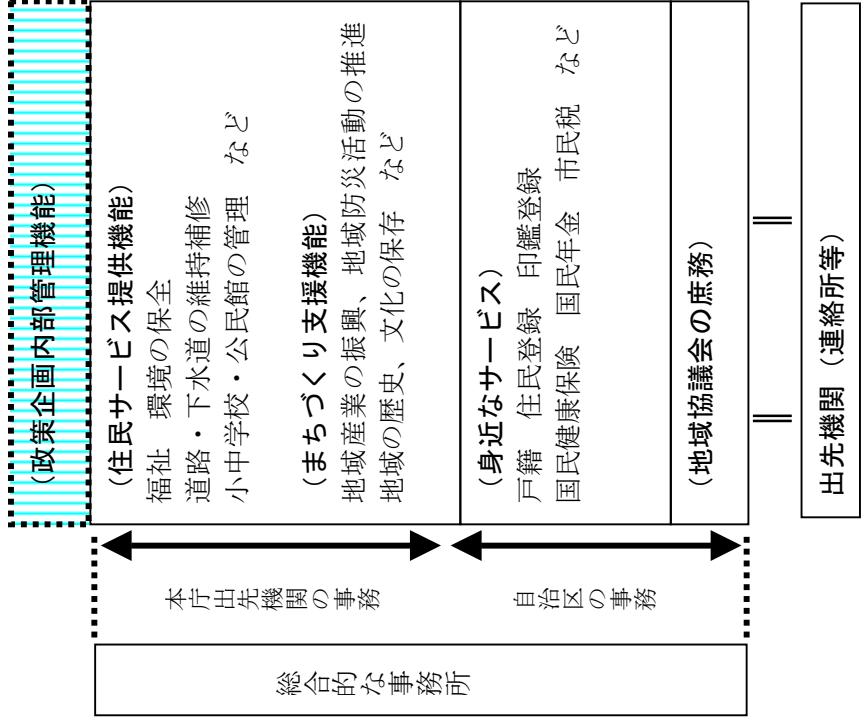
【相模原市】



サービス提供のあり方を、今後検討する



【町役場】



その他

第6回相模原・津久井地域合併協議会次第（案）について

第6回 相模原・津久井地域合併協議会次第

日時：平成16年9月21日（火）午後2時から

場所：津久井町生涯学習センター 体育館

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

<協議事項>

協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて<継続協議（一部）>

協議第24号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第25号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第26号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第27号 清掃事業の取扱いについて

協議第28号 消防業務及び消防団の取扱いについて

協議第29号 防災事業の取扱いについて

協議第30号 都市内分権と地域審議会等の設置について

協議第31号 まちづくりの将来ビジョンについて

<報告事項>

報告第23号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その3

4 そ の 他

5 閉 会